

## 青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について

### 1 児童福祉審議会社会環境部会での検討の経緯

- 近年のスマートフォン等の急速な普及やそれに伴うインターネットトラブルの増加等を踏まえ、平成 30 年 2 月に改正青少年インターネット環境整備法及び改正神奈川県青少年保護育成条例が施行され、フィルタリングの徹底が強化された。

一方で、近年、「自撮り」による被害が深刻化していることから、県においても条例によりその要求行為を規制することとし、令和元年第 3 回定例会に条例改正を提案し、令和元年 10 月 21 日付けで公布したところである。
- これらの状況を踏まえ、令和元年度第 1 回児童福祉審議会社会環境部会（R1.8.6）において、「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について」を平成 30 年度に引き続き、令和元年度も重点的協議事項として選定し、検討を進めることとした。
- 第 1 回社会環境部会においては、具体的な対策の方向性について協議し、青少年のインターネットの適切な利用に資する周知啓発の方法や内容、関係事業者への働きかけ、インターネット利用全般での情報リテラシーのあり方について、委員から意見が出された。これらの意見を踏まえ、次回の部会に向け、引き続き対策案の検討作業を進めることとなった。

### 2 令和元年度第 1 回児童福祉審議会社会環境部会での主な意見

青少年のインターネット利用の現状と課題を踏まえた対策について、部会での主な意見は、次のとおり。

#### (1) フィルタリングについて

- ア フィルタリングの内容、設定方法について、改めて再確認が必要である。
- イ フィルタリングの内容について事業者に対して何らかの働きかけが必要である。

#### (2) 周知啓発について

- ア 保護者の理解不足、責任感の不足に対して周知啓発が必要であると思う。
- イ どう保護者を巻き込んでいくかが重要である。
- ウ スマートフォン等を持たせないという選択肢も含めて示す必要がある。
- エ 青少年の年齢に応じた周知啓発方法、内容の検討が必要である。
- オ 適正利用を促すタイミングは購入時の販売店の対応が重要であると思う。
- カ 青少年が利用するスマートフォン等の購入時に、注意喚起の映像を見せることを義務付けるという方法も考えられる。

#### (3) 関係事業者への働きかけについて

- ア SNS 事業者に対しても何らかの対策が必要である。

#### (4) インターネット利用全般での情報リテラシーについて

- ア スマートフォン利用に限った議論ではなく、インターネット利用という広い視点での議論をすべきである。インターネットを閲覧できる機器は多岐に渡ることから、インターネット利用全般のリテラシー教育も必要である。

### 3 今回の検討事項

前回の部会での意見を基に、2 (1)～(3)について整理し、2 (4)の内容も踏まえ、「資料2」別紙により、青少年インターネット利用に係る対策の方向性についてとりまとめる。

### 4 今後のスケジュール

- 11月 第2回社会環境部会において対策の方向性のとりまとめ
- 1月 第3回社会環境部会において対策の最終とりまとめ
- 3月 第1回総会において検討結果を報告